

石川県輪島市と東京農業大学の包括連携協定書

石川県輪島市（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次の通り包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと地域の産業振興、環境保全、人材の育成、伝統文化の記録・継承並びに地域づくりのため、相互に協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- （1）地域づくりに関する事項
- （2）地域産業の振興に関する事項
- （3）人材の相互育成・教育に関する事項
- （4）芸術・文化・歴史の保全・振興に関する事項
- （5）環境保全・生物多様性の向上に関する事項
- （6）生涯活躍のまちづくりに関する事項
- （7）その他両者が必要と認める事項

（有効期限）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期限満日30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

以上に、この協定締結を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成28年10月7日

甲 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

輪島市 市長

榎 文 秋



東京農業大学 学長

高野 克

